

## 第 8 期介護保険事業計画期間における第 1 号被保険者の介護保険料について

第 8 期広島市高齢者施策推進プランの中間取りまとめ以降に明らかになった介護報酬改定の影響等を反映し、最終的な保険給付費等を見込むとともに、公費負担の一部の変更を踏まえて、保険料（基準額）を算定した。

### 1 保険給付費等の変更

#### (1) 介護報酬改定の反映

令和 3 年度介護報酬改定率は+0.70%であるが、そのうち+0.05%は、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（令和 3 年 9 月までの間）とされている。

これを踏まえた 3 か年の影響率として、国が示した+0.67%を反映した。

#### (2) 地域支援事業費の精査

各事業の実施状況等を踏まえ、事業費を精査した。

#### (3) 変更後の保険給付費等の見込み

(1)、(2)を踏まえて再計算した結果、最終的な保険給付費等の見込額（3年間合計）は、中間とりまとめで示した金額（介護報酬の改定等を見込む前の金額 約 3,084 億円）から 20 億 6,800 万円増加し、3,104 億 6,800 万円となる。

区 分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	合 計
保 険 給 付 費	916 億 3,500 万円	957 億 5,600 万円	1,001 億 8,200 万円	2,875 億 7,300 万円
居 宅 サ ー ビ ス	632 億 6,700 万円	665 億 6,800 万円	705 億 3,100 万円	2,003 億 6,600 万円
施 設 サ ー ビ ス	248 億 6,900 万円	258 億 2,300 万円	261 億 7,000 万円	768 億 6,200 万円
特定入所者介護サービス	17 億 6,300 万円	16 億 100 万円	16 億 5,600 万円	50 億 2,000 万円
高額介護サービス費等	17 億 3,600 万円	17 億 6,400 万円	18 億 2,500 万円	53 億 2,500 万円
地 域 支 援 事 業 費	75 億 5,900 万円	76 億 600 万円	77 億 3,000 万円	228 億 9,500 万円
介護予防・日常生活支援 総 合 事 業 費	51 億 200 万円	51 億 8,700 万円	52 億 9,400 万円	155 億 8,300 万円
包括的支援事業・ 任 意 事 業 費	24 億 5,700 万円	24 億 1,900 万円	24 億 3,600 万円	73 億 1,200 万円
合 計	991 億 9,400 万円	1,033 億 6,200 万円	1,079 億 1,200 万円	3,104 億 6,800 万円

## 2 公費負担額の変更

### (1) 調整交付金交付見込額の変更

国からの調整交付金（※1）について、国が再計算した結果、3年間の交付見込額が7億1,800万円増額された。

（中間とりまとめでの見込額）104億9,700万円 → （変更後）112億1,500万円

※1 各市町村間の保険料（基準額）の格差を是正するための交付金。85歳以上又は75歳以上の高齢者が高い市町村や保険料所得段階の低い人の割合が高い市町村に多く交付。

### (2) 保険者機能強化推進交付金の充当見込額の算定

平成30年度から制度化された保険者機能強化推進交付金（※2）が第8期計画期間中も交付される見込みであることから、平成30年度以降の交付実績等を踏まえた交付額を地域支援事業費へ充当することとした。

（中間とりまとめでの見込額） 0円 → （変更後）6億円

※2 自立支援・重度化防止等に関する取組を促進するための国の交付金で、地域支援事業に充当し、保険料の軽減につなげることも可能。

## 3 保険料（基準月額）（案）

区分	第7期 (現行)	第8期 (案)		
			改定増額	改定率
保険料 (基準月額)	6,170円	6,250円 [6,300~6,400円程度]	+80円 [+130~230円程度]	+1.3%

※ [ ] 内は「第8期広島市高齢者施策推進プラン中間とりまとめ」で示した金額

(参考) 第7期及び第8期計画期間における保険料比較

要件			第7期			第8期		
			所得段階	割合※1	保険料月額	所得段階	割合※1	保険料月額
生活保護受給者、老齢福祉年金受給者等で世帯全員が市民税非課税			第1	0.3 (0.5)	1,851円 (3,085円)	第1	0.3 (0.5)	1,875円 (3,125円)
世帯全員が市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額	80万円以下	第1	0.3 (0.5)	1,851円 (3,085円)	第1	0.3 (0.5)	1,875円 (3,125円)
		80万円を超え120万円以下	第2	0.5 (0.7)	3,085円 (4,319円)	第2	0.5 (0.75)	3,125円 (4,688円)
		120万円超	第3	0.7 (0.75)	4,319円 (4,628円)	第3	0.7 (0.75)	4,375円 (4,688円)
本人が市民税非課税(世帯に課税者あり)	本人の前年の合計所得金額の合計額	80万円以下	第4	0.9	5,553円	第4	0.85	5,313円
		80万円超	第5 (基準月額)	1.0	6,170円	第5 (基準月額)	1.0	6,250円
本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額	125万円以下	第6	1.1	6,787円	第6	1.1	6,875円
		125万円を超え200万円未満	第7	1.25	7,713円	第7	1.25	7,813円
		200万円以上300万円未満	第8	1.5	9,255円	第8	1.5	9,375円
		300万円以上400万円未満	第9	1.7	10,489円	第9	1.7	10,625円
		400万円以上600万円未満	第10	1.85	11,415円	第10	1.85	11,563円
		600万円以上800万円未満	第11	2.05	12,659円	第11	2.05	12,813円
		800万円以上1,000万円未満	第12	2.25	13,883円	第12	2.25	14,063円
		1,000万円以上	第13	2.45	15,117円	第13	2.45	15,313円

※1 所得段階別に示す割合とは、基準月額に対する割合。

※2 ( )内は、公費を投じて行っている保険料軽減措置前の割合及び保険料月額。